

## 日野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月10日

日野町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

日野町においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、鳥獣害による被害や農地条件の悩みを抱えた地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。また平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、日野町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員および推進委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標およびその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	左記の内の遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (平成 29 年 8 月)	2,045 ha	35 ha	1.71 %
3年後目標 (平成 32 年 8 月)	2,015 ha	32 ha	1.58 %
目標 (平成 35 年 8 月)	1,983 ha	29 ha	1.46 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積とする。

#### 【目標設定の考え方】

管内の農地面積の減少は、過去 5 年の農地転用面積の平均値（約 3ha）によるものと再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地化（438ha の 10%）によるものとする。

遊休農地面積は単年度で 1 ha を解消するものとする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の地区担当制（または農業委員と推進委員によるチーム制）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下、「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下、「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 経営第 509 号）に基づき実施する。利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条の規定に基づく農地の利用関係の調整を行う。

なお、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ②違反転用の発生防止・早期発見

従来から農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、随時実施する。

##### ③農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果、農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の表明があったときは、農地法第 35 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し通知を行う。

#### ④非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用困難に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### ⑤獣害対策の推進について

補助事業等を活用し、集落ぐるみの獣害対策を推進することで、獣害に負けない野菜の栽培に取り組むなど、農地利用を図り地域の特産品づくりを推進する。

## 2. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (遊休農地を除く)	農地利用集積面積	集積率
現状 (平成 29 年 8 月)	2,010 ha	707 ha	35 %
3 年後目標 (平成 32 年 8 月)	1,983 ha	832 ha	42 %
目標 (平成 35 年 8 月)	1,954 ha	977 ha	50 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

#### 【目標設定の考え方】

集積率は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成 26 年 10 月策定)に掲げる目標に基づき、担い手への集積率目標を 50%とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②農地の利用調整と利用権設定について

農業委員会は町、JA、農地中間管理機構等と連携し、以下の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

中山間地の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域においては、補助事業の基盤整備事業の活用と併せて集落営農の強化・広域化・組織間連携、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

### ③農地所有者等が所在不明な農地の取扱い

農地の所有者等を特定することができない農地については、農地法第32条第3項および同法第33条第2項の規定に基づく公示手続きを経て、同法第43条の規定に基づく都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。なお、公示手続きについては、「農地法の運用について」に基づき実施する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数【個人】 (新規参入者【個人】累計)	新規参入者数【法人】 (新規参入者【法人】累計)
現状 (平成29年8月)	6人	1法人
3年後目標 (平成32年8月)	3人 (9人)	1法人 (2法人)
目標 (平成35年8月)	3人 (12人)	1法人 (3法人)

※新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度の新たな新規参入数を記入し、親元就農は含まない。

#### 【目標設定の考え方】

過去の実績により、新規参入者数【個人】は1年で1人、新規参入者数【法人】は3年で1法人とする。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ①関係機関との連携について

町、県、JA、農業会議（農業委員会ネットワーク機構）、農地中間管理機構などと連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者および参入希望者（法人を含む。）の把握に努め、必要に応じて協議を行う。

#### ②定年退職者等の農業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、地元企業も地域の担い手になり得る存在であることから、地元企業の参入の推進を図るとともに、定年退職者等の受入の推進を図る。

#### ③農業委員会のフォローアップ活動

農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農地の遊休化が深刻な地域について、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積への別段の面積の設定と農地法第3条第2項ただし書きの規定による下限面積の例外を活用し新規就農等を促進する。農業委員および推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、営農支援等後見人的な役割を担う。